

奥州市監査委員告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年4月1日

奥州市監査委員 及 川 新 太
奥州市監査委員 松 本 富二郎
奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 平成27年1月23日及び1月26日から1月27日まで

本監査 平成27年1月28日

(2) 監査の対象とした部課等名

商工観光部

商業観光課、企業振興課、鋳物技術交流センター及び各総合支所の産業振興課

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成26年度(平成26年4月1日から平成26年11月30日まで)における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成25年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
商業観光課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
企業振興課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
鋳物技術交流センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺総合支所産業振興課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所産業振興課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所産業振興課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川総合支所産業振興課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は次のとおりである。

江刺総合支所産業振興課

収入事務において、施設使用料の調定にあたり、調定を行っていないものが1件、12,000,000円あったので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。